

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年2月22日

【会社名】 象印マホービン株式会社

【英訳名】 ZOJIRUSHI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 市川 典男

【本店の所在の場所】 大阪市北区天満1丁目20番5号

【電話番号】 06-6356-2368

【事務連絡者氏名】 総務法務部長 小田 恒敬

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区天満1丁目20番5号

【電話番号】 06-6356-2368

【事務連絡者氏名】 総務法務部長 小田 恒敬

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
象印マホービン株式会社東京支社  
(東京都港区南麻布1丁目6番18号)

## 1【提出理由】

平成28年2月18日開催の当社第71期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年2月18日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金12円 総額810,829,956円

ロ 効力発生日

平成28年2月19日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任の一部を免除することができる旨の規定を新設するとともに、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことにより、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、定款について所要の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、市川典男、飯田昌清、松本龍範、中森利郎、治京宏明、宮越芳彦、吉田正弘、高岸直樹、伊住弘美の各氏を選任するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	52,927	412	82	(注)1	可決 (94.39)
第2号議案 定款一部変更の件	52,329	1,010	82	(注)2	可決 (93.33)
第3号議案 取締役9名選任の件				(注)3	
市川 典男	53,305	34	82		可決 (95.07)
飯田 昌清	53,304	35	82		可決 (95.07)
松本 龍範	53,301	38	82		可決 (95.06)
中森 利郎	53,304	35	82		可決 (95.07)
治京 宏明	53,304	35	82		可決 (95.07)
宮越 芳彦	53,304	35	82		可決 (95.07)
吉田 正弘	53,297	42	82		可決 (95.05)
高岸 直樹	53,305	34	82		可決 (95.07)
伊住 弘美	53,324	15	82		可決 (95.10)

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席株主のうち、各議案に関して賛否が確認できた一部の株主を除いて、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。